

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

	ページ
1 函館市都市景観条例の一部を改正する条例の骨子.....	1 ～ 2
2 令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社決算の報告 について.....	3

1 函館市都市景観条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

景観法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

法改正に伴う条項ずれの規定の整備を行う。

(3) 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日から施行する。

函館市都市景観条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(行為の届出) 第13条 都市景観形成地域内における次に掲げる行為（第6号に掲げる行為にあつては、第16条の2第1項に規定する都市景観形成地域における行為に限る。）（第19条第1項各号に掲げる行為を除く。）については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。 (1)～(7) (略) 2 (略) 3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および都市景観形成地域における都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。 (現状変更行為等の届出) 第19条 第17条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等に係る次に掲げる行為については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。当該景観形成指定建築物等の所有者等が、所有権その他の権利で第17条第2項の同意に係るものを移転しようとするときも、同様とする。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 第1項前段の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。 (行為の届出) 第22条 都市景観形成地域以外の景観計画区域内における建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。 2 (略) 3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および次に掲げる行為については、適用しない。 (1)～(4) (略) 4 (略)	(行為の届出) 第13条 (略) (1)～(7) (略) 2 (略) 3 第1項の規定は、法第16条第8項各号に掲げる行為および都市景観形成地域における都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。 (現状変更行為等の届出) 第19条 (略) (1)～(3) (略) 2 (略) 3 第1項前段の規定は、法第16条第8項各号に掲げる行為および景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。 (行為の届出) 第22条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定は、法第16条第8項各号に掲げる行為および次に掲げる行為については、適用しない。 (1)～(4) (略) 4 (略)

2 令和7（2025）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 決算の報告について

(1) 事業概要

令和7（2025）年度は、住生活環境向上事業として、住宅や緑化に関する「調査及び啓発・相談事業」を実施し、収益事業として、「公営住宅等の管理に関する事業」，「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施した。

公営住宅等の管理に関する事業は、市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣事業，北海道公営住宅家賃等徴収事務業務および北海道住宅供給公社資産管理補完等業務の受託事業のほか，自主事業として，市営住宅および道営住宅において，公営住宅だよりの発行および団地巡回修繕を実施した。

公共及び民間建築物に関する事業は，公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施した。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は，都市公園管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業，その他公園管理業務，はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務，都市公園ナラ枯れ被害木トラップ設置等業務，サクラ環境対策業務，緑地等管理業務，街路樹および植樹柵等維持管理業務ならびに市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施した。

(2) 決算の状況

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
当期一般正味財産増減額	61,991,008	43,943,976	18,047,032
一般正味財産期首残高	450,114,111	406,170,135	43,943,976
一般正味財産期末残高 (A)	512,105,119	450,114,111	61,991,008
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	
指定正味財産期末残高 (B)	3,000,000	3,000,000	
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	515,105,119	453,114,111	61,991,008